入　札　説　明　書

「坂東発電事務所事務室リノベーション什器購入」の購入に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に基づくもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　令和８年１１月１６日（月）

２　契約者　　群馬県管理総合事務所長　森　隆一

３　入札説明書に関する質問受付期間等

(1) 受付方法　　原則、書面によるものとする。

(2) 受付期間　　令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月１９日（木）まで
午前９時から正午及び午後１時から午後４時まで

(3) 受付場所　　〒３７１－０８５４
前橋市大渡町１－１０－７
群馬県管理総合事務所　管理係
電　話：０２７－２５５－１６６６
ＦＡＸ：０２７－２５５－１６０６

(4) 回答期限　　令和８年１１月２５日（水）

４　入札に付する事項

(1) 事項名　　坂東発電事務所事務室リノベーション什器購入

(2) 調達物品名及び数量　　仕様書のとおり

(3) 品質・規格　　仕様書で指定する仕様を満たしていること

(4) 納入の場所　　坂東発電事務所執務室（前橋市田口町１２７１－１）

(5) 納期　　令和９年２月１２日（金）
※具体的な作業日時及び工程については、担当者と協議の上、決定するものとする。

５　入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（以下「財務規則」という。）第１７０条第２項又は群馬県企業局財務規程（以下「財務規程」という。）第１３２条の３２第３項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 群馬県の令和８・９年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者で、等級格付け区分がＡの者であること。

(6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

6　入札参加資格の確認

(1) この公告の入札の参加希望者は、５に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い入札参加申請（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、提出期限日までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア　提出期間　　令和８年１１月１７日（火）から令和８年１１月２５日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前９時から正午及び午後１時から午後４時まで

イ　提出場所　　〒３７１－０８５４
群馬県前橋市大渡町１－１０－７
群馬県管理総合事務所　管理係
電話０２７－２５５－１６６６

ウ　その他　　申請書は提出場所へ持参すること。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和８年１１月２７日（金）までに通知する（ファクシミリによる通知）。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに書面によりその旨通知する。

(4) その他

ア　申請書等を提出した者は、契約担当者から求められた場合は、説明し、協議に応じ又は書類の変更に応じる義務を負うものとする。

イ　上記アによるもののほかは、提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

7　入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア　提出期間　　令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月１日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前９時から正午及び午後１時から午後４時まで

イ　提出場所　　〒３７１－０８５４
前橋市大渡町１－１０－７
群馬県管理総合事務所　管理係
電話：０２７－２５５－１６６６

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和８年１２月８日（火）までに書面により回答する。

8　入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行の方法

ア　入札執行の日時　　令和８年１２月１日（火）午後１時３０分

イ　入札執行の場所　　群馬県前橋市大渡町１－１０－７
群馬県管理総合事務所　会議室（東側）
ウ　その他　　競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）を持参すること。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、自治令、規則及び規程の規定を遵守すること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の規定に抵触する行為はしないこと。

(4) 入札書は、所定の様式を使用すること。

(5) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格（契約金額）とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載し提出すること。

(6) 第１回の入札において落札者がいないときは、第２回の入札を行うことがある。２回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

(7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

９　開札

開札は、８に掲げる日時において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

１０　入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、該当入札者の入札を無効とする。

ア　入札に参加する資格を有しない者の入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札。

ウ　入札者が同一の入札について、２以上の入札書を提出したとき。

エ　入札に際し、不正の行為があったとき。

オ　入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

カ　その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

１１　落札者の決定方法

入札金額が規程第１３２条の１６の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

１２　契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、落札者は契約を締結するにあたり、消費税及び地方消費税に関する課税（免税）事業者届出書を提出しなければならない。ただし、過去に群馬県管理総合事務所との契約

において提出済みであり、当該届出書の課税（非課税）期間に契約予定日（入札執行日翌日から起算して５日以内の日）が含まれる場合は、提出を要しない。

１３　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金　　免除
(3) 契約保証金　　免除
(4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
(5) その他本説明書に定めのない事項は、規程によるものとする。